



いずみさの昔と今 第236回

「古事記・日本書紀と和泉③」

根使主の伝承と泉佐野②

前回に紹介したとおり、根使主が逃げて稲城を造って抵抗した場所が「日根」であったというところは、現在の泉佐野市の近辺に拠点を持っていたということでしょう。根使主は、安楽天皇の提案「大草香皇子の妹の幡梭皇女を後の雄略天皇の妃（側室）とする」を使者として大草香皇子に伝えて、快諾した大草香が、その約束のしるしとして預けた「押木玉纒」を横領するだけでもたいした犯罪行為ですが、あるいはその証拠隠滅をはかったのでしょうか、天皇の提案を大草香が断った

と、虚偽の報告をして、大草香を死に至らしめています。根使主もひどいことをしたものです。

この物語が事実であったか否かについては、即座に断定することはできません。根使主が、外国からの客人を接待するとき、横領した「押木玉纒」を身に着けるといいうのも、それが皇后の眼に触れて、かつての悪事が発覚しているのですから、なんともお粗末な話です。もしかすると、これに類するなんらかの事実に基づいて、物語としての性格を持たせるために、脚色を加えて作られた物語なのかもしれません。

さて、この物語には次のような後日譚があります。根使主の子である小根使主が、「天皇の城はもろく、我が父の城は強固だ」と触れ回っ

ていることを伝え聞いた天皇が、小根使主を捕らえて殺害しました。根使主の後継者が坂本臣となったのは、このときに始まります。

実はこの記事の少し前、根使主を討った時に、その子孫を全て殺害したとする記事があり、根使主の子が存在すること自体が不自然なのですが、その理由も作られた話であった可能性があります。重要なのは一番最後の、根使主の後を継いだのが坂本臣である、ということと

です。坂本臣は7世紀に入って台頭したとみられる豪族で、天武天皇が権力を握った壬申の乱（672年）の際に、天武天皇軍の武将として活躍して、その地位を不動のものとなりました。その本拠地は、飛鳥・白鳳時代の造営と考えられる坂本寺のある、和泉市坂本付近であったと考えられています。

根使主即盜取其禮物之玉纒、大日下王曰：大日下王者不受勅命、已妹手為等族之下席而取、横刀之手、上而怒、斂故天皇大怒、殺大日下王、而取持來其王之嫡妻長田大郎女為皇后、自此以後天皇坐神林而晝寢、余語其後曰：汝有所思乎？答曰：被天皇之教、澤何有所思、於是其大台之先子目弱、玉是

蟻通神社所蔵「籠頭古事記」下巻
(貞享4年)の根使主と玉纒の部分

レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの
☎469-7140
Fax469-7141
休館日 月曜日
(祝日の場合は翌日)
開館時間
午前9時～午後5時
(入館は午後4時30分まで)
入館料 無料

消費生活センターだより
見守りリー→
相談受付
午前9時～午後4時30分
相談はお早めにセンターへ!!
南海線「泉佐野」駅前
☎469-2240

新聞の長期契約に気を付けて

「約」と、基本的に途中でやめることのできない「期間を定めた契約」の2種類があります。訪問販売により「期間を定めた契約」をした場合、契約書を受け取った日を含めて8日間は書面によりクーリング・オフ（無条件で契約を解除）することができます。

しかしそれ以後は、消費者の都合で一方的に解約することはできず、販売店との話し合いになります。

新聞の景品は、解約時のトラブルの原因になることが多くあります。景品に関しては、景品表示法の告示において「取引価額の8%又は6か月分の購読料金の8%のいずれか低い金額」が上限と定められています。上限額以上の高額な景品が提供されたとしても、その契約自体が直ちに無効になるわけではありません。

高額な景品につられて、安易に「長期間の契約」や「数年先から購読が始まる契約」をしないうちにしましょう。また、事例のように将来において経済的・健康上の事情で購読が困難になることも考えられます。特に高齢者は、何年も先から始まる長期契約を避けることが無難です。

契約時に受け取った書面は、内容をよく読んで、必ず保管しておくようにしましょう。